

PR



弁護士 菅原仁人

弁護士Q&A

Q〈相談者〉 私と夫は10年前に結婚し、

8歳と6歳の子どもに恵まれました。夫は会社員で年収は500万円、私も会社員で

年収は300万円です。最近夫の帰

宅時間が遅くなり、休日にも家を不在にすることが多くなったため不信に

夫の浮気で離婚、何を請求できるの？

リブラ共同法律事務所 弁護士 菅原仁人

りません。相談者が親権者となった場合にはご主人に養育費を請求でき、相談者夫妻の年収から判断すると、養育費は概ね月額合計5万円程度になります。離婚の原因がご主人の浮気のため、ご主人と相手方の女性に恩謝料を請求でき

思っていたところ、夫の浮気がわかりました。夫と離婚したいのですが、その場合どのような請求ができますか。

A〈弁護士〉 ご主人との離婚に当たり、二人の子どもがいるので、親権者を定めなければな

きます。個別の事情にもよりますが、不倫により婚姻関係が破綻した場合の慰謝料は、200万円から300万円が相当とされる

半額の支払いを請求できたり、離婚後のご主人

と子ども達との交流についての条件を定めたりすることもできます。離婚を求めて別居した場合には婚姻費用として離婚が成立するまでの生活費も請求できますので、離婚についてお悩みの方は当事務所までご相談ください。



弁護士法人

リブラ共同法律事務所

札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番15号
新札幌センタービル5階

☎011-802-4545 [受付]9時~18時

ご相談の際には、お電話にてご予約下さい

<http://hokkaido-libra.com/>

